

設計認定基準（案） ～文具・事務用品～

令和6年10月

経済産業省 イノベーション・環境局

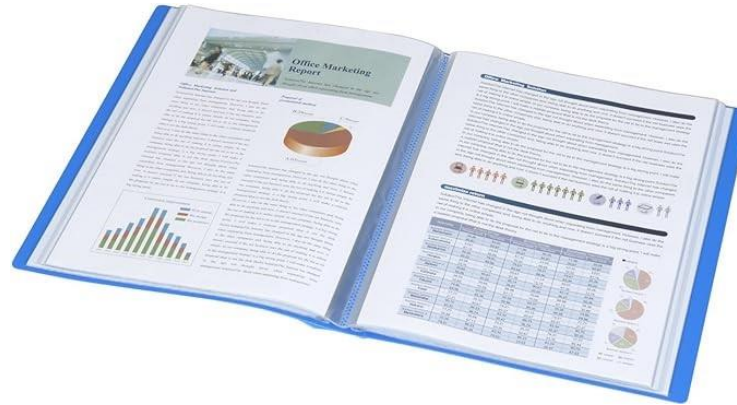
GXグループ 資源循環経済課

文具・事務用品の設計認定基準案

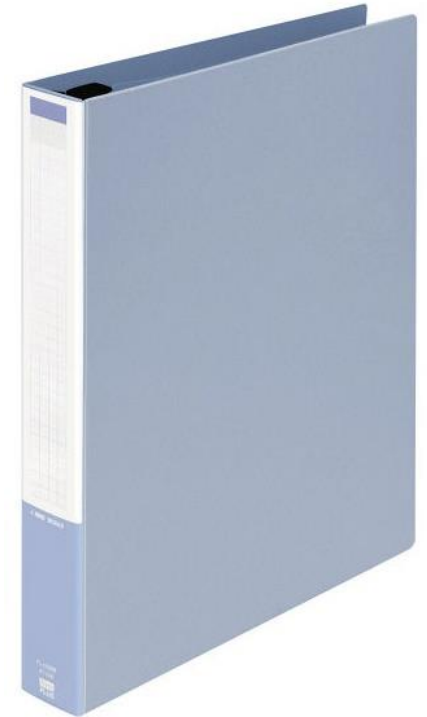
- 文具・事務用品は、製品分類ごとの仕様が大きく異なり、一律での認定基準を設定することができないため、製品分類ごとに認定基準を設ける。
- 先行してクリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー（以下、ファイル類という）についての認定基準を策定する。
- 追加の認定基準については、業界動向等を踏まえ引き続き検討していく。



クリアーホルダー



クリアーファイル



バインダー

設計認定基準の全体像（クリアーホルダー）

- 環境配慮設計の項目を基に、各要求事項を満たすこと※¹。
- 要求事項 1「プラスチック以外の素材への代替」を選択した場合は、要求事項 5「分解・分別の容易化」を満たすこと。

【リデュース】
要求事項 1
いずれかを満たすこと

【リサイクル】
要求事項 2

【再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用】
要求事項 3
いずれかを満たすこと

【3R】
要求事項 4
いずれかを満たすこと

【リサイクル】
要求事項 5 ※²

減量化

or

プラスチック *
以外の素材
への代替

単一素材化等

再生プラスチック
の利用

or

バイオマスプラス
チックの利用

包装の簡素化

or

長期使用化・
長寿命化

or

再生利用の
容易な材料
の使用

分解・分別の*
容易化

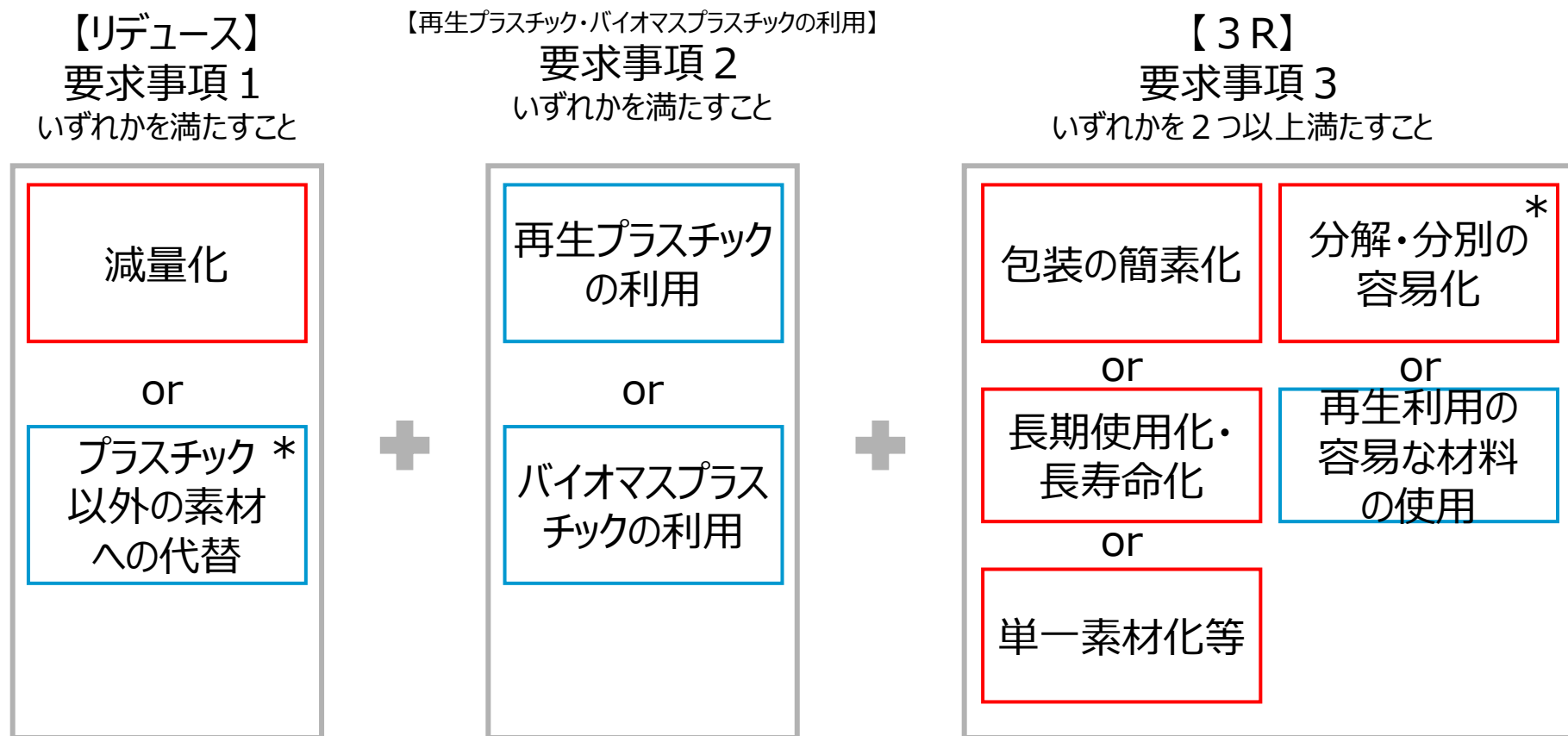
（注）赤枠は構造的な内容、青枠は材料的内容

※¹ それぞれがトレードオフの関係となる場合があることに留意すること。

※² 要求事項 5 は、要求事項 1「プラスチック以外の素材への代替」を選択した場合にのみ満たせばよい。

設計認定基準の全体像（クリアファイル、バインダー）

- 環境配慮設計の項目を基に、各要求事項を満たすこと※¹。
- 要求事項 1「プラスチック以外の素材への代替」を選択した場合は、要求事項 3「分解・分別の容易化」を満たすこと。



(注) 赤枠は構造的な内容、青枠は材料的内容

※ 1 それぞれがトレードオフの関係となる場合があることに留意すること。

要求事項における各項目の要件

- プラスチック資源循環戦略に掲げる「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」を基に、業界方針を踏まえ設定。
- ファイル類の機能の1つである立てて収納するという機能性を損なわない範囲で、数値基準を設定。

項目（構造）
減量化

要件
・ 従来品と比較して、製品全体のプラスチック使用量を重量比で20%以上減量していること。

要求事項における各項目の要件

- 包装に関しては、プラスチック資源循環戦略に掲げる「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」を基に、業界方針を踏まえ数値基準を設定。
- 流通・販売時に包装の破損を防止できる範囲を考慮し、数値基準を設定。
- 紙を使用する場合は、グリーン購入法での環境物品等の調達の推進に関する基本方針を参考に要件を設定。

項目（構造）
包装の簡素化等※1

要件
● 包装に紙などのプラスチック以外の素材を使用すること（個別包装の不採用を含む）。または、従来品と比較して、包装のプラスチック使用量を重量比で20%以上減量していること。 ● 包装に紙を使用する場合、紙の原料には古紙パルプを配合すること、かつ紙の原料にバージンパルプが使用される場合は、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材、小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ● 包装にプラスチックを使用する場合、使用するすべてのプラスチックが同じ種類であること。

※1 複合素材（プラスチックと紙・木材等が混練された素材）を使用しないこと。

要求事項における各項目の要件

- 長期使用化・長寿命化に関しては、製品の破損抑制及び破損した場合等の部品交換の容易性確保を考慮し、基準を設定。

項目（構造）

長期使用化・長寿命化※1

要件

<クリアホルダー>

- ・ 従来品と比較して、製品本体の長期使用化・長寿命化を図った設計であること。ただしプラスチック使用量の増量による方法を除く。

<クリアファイル>

- ・ 従来品と比較して、製品本体の長期使用化・長寿命化を図った設計であること。ただしプラスチック使用量の増量による方法を除く。
- ・ 背見出し紙がある場合は交換できること。ただし、背見出し紙にはプラスチック素材を使用しないこと

<バインダー>

- ・ 表紙と同じ具（リング）を容易に脱着し表紙を交換できる構造であること。
- ・ JIS Z 8303※2またはJIS X 6195※3に準拠して設計された用紙・帳票を使用できること、かつ用紙・帳票を交換できること。
- ・ 背見出し紙がある場合は交換できること。ただし、背見出し紙にはプラスチック素材を使用しないこと。

※1 生分解性プラスチックを使用しないこと。

※2 JIS Z 8303：帳票の設計に関する日本産業規格

※3 JIS X 6195：情報処理用連続伝票に関する日本産業規格

要求事項における各項目の要件

- 単一素材化等に関しては、製品廃棄後のリサイクル性を考慮し、基準を設定。

項目（構造）

単一素材化等※1

要件

<クリアーホルダー>

- ・ 製品全体又は製品を構成する全てのプラスチック部品が同じ種類のプラスチックであること。
- ・ プラスチックの種類※2を型押し加工により確認しやすい位置に表示すること。

<クリアーファイル>

- ・ 表紙、透明ポケット及びその他の全てのプラスチック部品が同じ種類のプラスチックであること。
- ・ プラスチックの種類を型押し加工により確認しやすい位置に表示すること。

<バインダー>

- ・ 表紙、とじ具（リング）及びその他の全てのプラスチック部品が同じ種類のプラスチックであること。
- ・ プラスチックの種類を型押し加工や成型加工により確認しやすい位置に表示すること。

※1 複合素材（プラスチックと紙・木材等が混練された素材）を使用しないこと。

※2 プラスチックの種類表示にはJIS K 6899-1又はISO1043-1の記号を用いること。

要求事項における各項目の要件

- 分解・分別の容易化に関しては、製品廃棄後のリサイクル性を考慮し、基準を設定。

項目（構造）
分解・分別の容易化

要件
<クリアーホルダー> ・ 素材別に容易に分解・分別できること。 ・ プラスチックの種類※¹を型押し加工により確認しやすい位置に表示すること。 <クリアーファイル> ・ 表紙、透明ポケット及びその他のプラスチック部分に使用するプラスチックの種類が異なる場合、プラスチックの種類ごとに容易に分別できること。 ・ とじ穴式の場合はとじ具を容易に分別できること。 ・ 表紙の素材を紙に代替した場合、表紙と透明ポケット及びその他のプラスチック部分を容易に分別できること。 ・ プラスチックの種類を型押し加工により確認しやすい位置に表示すること。 <バインダー> ・ 表紙、とじ具（リング）及びその他のプラスチック部分に使用するプラスチックの種類が異なる場合、プラスチックの種類ごとに容易に分別できること。 ・ とじ具（リング）の素材を金属に代替した場合、表紙ととじ具（リング）を容易に分別できること。 ・ 表紙の素材を紙に代替した場合、表紙ととじ具（リング）及びその他のプラスチック部分を容易に分別できること。 ・ プラスチックの種類を型押し加工や成型加工により確認しやすい位置に表示すること。

※ 1 プラスチックの種類表示にはJIS K 6899-1又はISO1043-1の記号を用いること。

要求事項における各項目の要件

- プラスチック以外の素材への代替は、プラスチック資源循環戦略での「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」を踏まえ数値基準を設定。
- 紙や木質を使用する場合は、グリーン購入法での環境物品等の調達の推進に関する基本方針を参考に要件を設定。

項目（材料）	
プラスチック以外の素材への代替	
要件	
・ 従来品と比較して、製品全体に使用しているプラスチックの一部を、重量比で25%以上金属や紙などのプラスチック以外に代替していること。 ・ プラスチックの一部を紙に代替する場合、紙の原料には古紙パルプを配合すること、かつ紙の原料にバージンパルプが使用される場合は、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材、小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ・ プラスチックの一部を木質に代替する場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。または、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ・ 代替して使用する素材には、複合素材（プラスチックと紙・木材等が混練された素材）を使用しないこと。 ・ 項目（構造）「分解・分別の容易化」を満たしていること。	

要求事項における各項目の要件

- 再生利用が容易な材料の使用に関しては、製品廃棄後のリサイクル性を考慮し、基準を設定。

項目（材料）

再生利用が容易な材料の使用※1

要件

<クリアーホルダー>

- ・ 製品本体のプラスチック部分に印刷を行わないこと。
- ・ 製品本体にシールを貼る場合、シールの材料に製品と同じ種類のプラスチックを使用すること、または製品本体から容易に剥がすことができる粘着剤を使用すること。
- ・ プラスチックの種類※2を型押し加工により確認しやすい位置に表示すること。

<クリアーファイル>

- ・ 製品本体のプラスチック部分への印刷は表紙部分のプラスチック表面積の20%以内とすること。
- ・ 透明ポケット内には商品説明書以外のあらゆる台紙を挿入しないこと。
- ・ 製品本体にシールを貼る場合、シールの材料に製品と同じ種類のプラスチックを使用すること、または製品本体から容易に剥がすことができる粘着剤を使用すること。
- ・ プラスチックの種類を型押し加工により確認しやすい位置に表示すること。

<バインダー>

- ・ 製品本体のプラスチック部分への印刷は表紙部分のプラスチック表面積の20%以内とすること。
- ・ 透明ポケット内には商品説明書以外のあらゆる台紙を挿入しないこと。
- ・ 製品本体にシールを貼る場合、シールの材料に製品と同じ種類のプラスチックを使用すること、または製品本体から容易に剥がすことができる粘着剤を使用すること。
- ・ プラスチックの種類を型押し加工や成型加工により確認しやすい位置に表示すること。

※1 生分解性プラスチック、複合素材（プラスチックと紙・木材等が混練された素材）、再生利用を阻害する添加剤等を使用しないこと。

※2 プラスチックの種類表示にはJIS K 6899-1又はISO1043-1の記号を用いること。

要求事項における各項目の要件

- 再生プラスチックの利用に関しては、グリーン購入法での環境物品等の調達の推進に関する基本方針を参考に要件を設定。

項目（材料）	
再生プラスチックの利用※1	
要件	
・ 製品にプレコンシューマ材料からなる再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用していること、又はポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックをプラスチック重量の20%以上使用していること。	

※1 プレコンシューマ材料とポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックを使用する場合には、それぞれ1：2の比率で按分した使用量で計算する。

要求事項における各項目の要件

- バイオマスプラスチックの利用に関しては、グリーン購入法での環境物品等の調達の推進に関する基本方針を参考に要件を設定。

項目（材料）	
バイオマスプラスチックの利用	
要件	
• 環境負荷低減効果が確認された非生分解性のバイオマスプラスチックをプラスチック重量の10%以上使用していること。	